

# 診療報酬に関する院内掲示

## 〈情報通信機器を用いた診療〉

情報通信機器を用いた診療（初診）の場合、向精神薬の処方はいりません。

## 〈医療情報取得加算〉

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

国が定めた診療報酬算定要件に伴い、下記の通り診療報酬を算定します。

- ・初診時 医療情報取得加算 1点
- ・再診時 医療情報取得加算 1点（3月に1回に限り算定）

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証による資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いします。

## 〈医療 DX 推進体制加算〉

当院では、医療 DX 推進体制整備について、次のとおりの対応を実施しております。

1. 診療報酬明細書（レセプト）のオンライン請求を行っています。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. オンライン資格確認を利用して取得した診療情報等は、診療を行う診察室または処置室において、医師等が閲覧または活用できる体制を有しています。
4. マイナ保険証（マイナンバーカードの健康保険証利用）に関して、一定程度の実績を有しております。
5. 電子処方箋の発行及び電子カルテ共有サービスを利用できる体制について、電子カルテメーカーと協議を行っています。